

平成 28 年第 1 回
河内町議会定例会会議録 第 2 号

平成 28 年 3 月 15 日 午前 10 時 00 分開議

1. 出席議員 12 名

1 番	篠原佳治君	2 番	高橋利彰君
3 番	高橋稔君	4 番	野澤良治君
5 番	小更雅之君	6 番	諸岡周示君
7 番	雑賀茂君	8 番	服部隆君
9 番	星野初英君	10 番	福智正之君
11 番	大野佳美君	12 番	宮本秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
総務課長	羽田健二君
企画財務課長	藤井俊一君
都市整備課長	吉田茂久君
秘書広聴課長	石山正光君
水道課長	椿法男君
経済課長	諏訪洋一君
教育長	大野繁君
教育委員会事務局長	萩原治夫君
町民課長	林博行君
福祉課長	大槻正己君
出納室長	石山和雄君
子育て支援課長	秋山豊君

1. 出席事務局職員

議会事務局 長	岩橋 弘
---------	------

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成28年3月15日（火曜日）

午前10時00分開議

議事日程

日程1. 一般質問

日程2. 議案第1号 河内町行政不服審査会条例の制定について

日程3. 議案第2号 河内町総合計画策定条例の制定について

日程4. 議案第3号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程5. 議案第4号 河内町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の全部を改正する条例

日程6. 議案第7号 河内町次世代育成支援金支給条例の一部を改正する条例

日程7. 議案第8号 河内町学校給食実施に関する条例の一部を改正する条例

日程8. 議案第9号 河内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程9. 議案第10号 河内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程10. 議案第16号 平成28年度河内町一般会計予算

議案第17号 平成28年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第18号 平成28年度河内町介護保険特別会計予算

議案第19号 平成28年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第20号 平成28年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第21号 平成28年度河内町下水道事業特別会計予算

議案第22号 平成28年度河内町水道事業会計予算

日程11. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程12. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

日程1. 一般質問

日程2. 議案第1号

日程3. 議案第2号

日程 4. 議案第 3 号

日程 5. 議案第 4 号

日程 6. 議案第 7 号

日程 7. 議案第 8 号

日程 8. 議案第 9 号

日程 9. 議案第 10 号

日程 10. 議案第 16 号

議案第 17 号

議案第 18 号

議案第 19 号

議案第 20 号

議案第 21 号

議案第 22 号

日程 11. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

日程 12. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

午前 10 時 00 分開議

○議長（野澤良治君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで秋山 明氏外 6 名の傍聴を許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 日程 1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許可します。

1、水害時の防災対策について、空き家・空き地問題について、庁内のファイリングについては、篠原佳治君からの質問です。

2、新設鉄道誘致について、「水と緑のふれあい公園」の利用方法について、空き家対策については、宮本秀樹君からの質問です。

3、コミュニティバスについて、航空機の騒音については、諸岡周示君からの質問です。

4、通学路について、役場の業務対応については、星野初英君からの質問です。

初めに、篠原佳治君、登壇願います。

〔1 番篠原佳治君登壇〕

○1 番（篠原佳治君） おはようございます。新人 1 番の篠原佳治でございます。傍聴の

皆様方には、早朝より大変ご苦労さまです。大変ありがとうございます。

今期第1番目の一般質問です。

一昨日、改善センターで行われた大利根寄席、すばらしいものでした。笑うことが久しぶりの気分で、心安らぐ時間を味わわせていただきました。あの場に参加できなかった人には本当にお気の毒でしたが、今後も続けばいいなと正直思ったところです。

円楽師匠は、都心からわずかなのに何もない河内町を紹介してくれましたけれども、地球の温暖化が進み、年ごとに春の訪れが早くなっているように思います。3月も半ばになると、寒さも和らぎ春の日差しが明るくなり、日一日と力強い息吹を感じます。源清田地区の新橋公園の桜のつぼみも大分膨らんできました。あと何日もしないで、ちらほらと花を咲かせることでしょう。卒業式や入学式が続き、新年度に向けて決意を新たにしている方も多くいると思います。

あぜにはしっかりと根を張った草が緑を濃くし、農家の皆さんは、これから稲作の準備に忙しい日々を間近に控えられておられます。田ごとに水が張られ、田植えをして、田舎に育った者にはカエルの鳴き声をうるさいと感じることもなく、緑一色になった田んぼを渡る風が心地よく感じられます。そして、88の手間をかけ、実りの秋には稲刈りの活みなぎる音が響き渡ります。町の木のカヤキも、今はまだ冬枯れの寒々しさから抜け切れておりませんが、間もなく芽吹き始め、緑の葉が青空に美しく映ってきます。そして、空にはヒバリが舞い、やがて町の花、アジサイの移ろう花の色をあちこちで眺めることができます。県道沿いに植えられた桜並木やアジサイは手入れも行き届かず、最初の計画からはほど遠い景観であると思います。この点については、現在、ボランティアを募集しておりますので、1人でも多くの方々に参加してほしいと、そう思います。

長竿地区に小中一貫校が間もなくでき上がります。水と緑のふれあいの公園も一部として、何としても河内町の心安らげる場にしていかなければならないと、そう思います。また、古いものを取り壊すだけでなく、再利用できるものは町の遺産として残し、人々が集える場所に変えていくことが望まれます。少子高齢化が進む中、老若男女がお互いを尊重し合い、交流を深めていくことができれば、河内町は何と穏やかで住みよいところだと思えるようになると思います。

東日本大震災から5年がたち、あの悲惨な映像が頻繁に流され、当時のこと、胸が痛くなるほどに思い出されます。私も被災現場に何か役に立てればとの思いから、何度も足を踏み入れ、お手伝いしてまいりましたが、自然の驚異に、これは現実のものなのかと目を疑ったほどでした。災害は大きな傷跡を残し、人々の心にも取り戻すことのできない深い深い悲しみを残したままです。5年が過ぎ、インフラの復旧、住まいの確保が徐々に進んでいましたが、人々の心まではもとに戻すことは不可能と思います。それでも、被災地の方々は精いっぱい現在を見つめつつ努力しておられます。頭が下がる思いです。災害は、突然やってきます。人や町の未来がもっと豊かであるために、何としても今の河内町を超

える発想が必要だと思います。

私どもが今ここにこうして立つことができたのは、河内町をよろしく頼むぞと清き1票を投じてくれた方々、そして、今日まで我々を育ててくれたこの河内町のおかげであると深く感謝しております。私は、その感謝の気持ちを肝に銘じ、責任と義務をこれからの仕事であらわして、安心安全で心豊かに暮らせる強いまちづくりを目指すことをスローガンとして進めてまいりたいと思います。強い町をつくるためには、町民が一丸とならなければなし得ないことです。いがみ合っていては力が分散します。一つになり、助け合うことです。

昨年、東日本豪雨による洪水で、常総市などでは大きな被害を受けました。地域の方々には深くお見舞い申し上げます。その後、12月に国が策定した水防災意識社会再構築ビジョンに基づき、常総市などで構成される鬼怒川・小貝川下流域の減災対策協議会が開かれ、被害を最小化と逃げおくれゼロを目指すことなどが決議されました。また、県は2016年度の予算案の中で、関東東北豪雨の対応など、防災体制の強化に917億円を計上し、災害に強い県土づくりを進めようとしております。

同様に、河内町も防災体制の強化に重きを置かなければなりません。河川流域で生活する者にとっては、常に緊張感を持ち、水とうまくつき合っていかなければなりません。この河内町は、南に利根川、北には新利根川と両河川に挟まれるように生活圏があります。皆さんもご存じとは思いますが、河内町は海拔3メートルしかないんです。地区によっては、それよりも低い場所もあるはずです。近年では、異常気象により予想以上の風水害があることも念頭に、危機感を持たなければなりません。

以上のことから、今回は、大項1点目、水害時の防災対策について、大項2点目、空き家・空き地問題、3点目、庁内のファイリングについて、以上、大項3点、中は8項目にわたってお伺いいたしますが、詳細は自席にて質問をしてまいりますので、町長、担当課長、明快な答弁をお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） 初めに、水害時の防災対策についての質問です。何項目かありますが、大項1点に絞って質問します。

議長、よろしいですか。

○議長（野澤良治君） はい。

○1番（篠原佳治君） それでは、質問します。

東日本大震災時、利根川堤防も何カ所か崩れたところもあり、軟弱なところもあると思います。しゅんせつも、どの程度進められているのか理解できませんけれども、水深もかなり浅くなっているのではと考えられます。また、利根川だけでなく新利根川にあっても、上流を見る限り相当なものと想定します。冒頭お話したように、河内町は利根川と新利根川に挟まれるように成り立った町で、水と緑とはうまくつき合っていかなければいけない

のですけれども、それでも、海拔3メートルのこの河内町、一番高いのは利根川の堤防ということで、いざ洪水といったときには全体が水没地域なわけですから、堤防などはより強固なものに、国交省などとも連絡を密にとる必要はあると思います。この点は、どうでしょうか。

また、新利根川は敏感で短時間の豪雨でも水量が増すといったことも起こりますし、外来種の浮草が流れを遮ると、そういったこともあり、沿線で生活する住民は排水の悪い道路のふちで我慢ならないと、そう思っております。そこでカワセミが巣をつくり、魚が泳ぐ姿が見える水辺を復活させ、雨が降っても水たまりのない道路にするためにも、新利根川、また、周辺水路の大清掃は必要と考えますが、その点、どうでしょうか。

次に、ハザードマップによると、避難場所の指定はありますが、夜間は、多分難しいものはあると思うんですけれども、洪水が予想される場合等で、高台にある近隣市町との応援協定など結び、また、仮住まいできる場所はある程度取り決めてあるのか。この点は、後ほど町長にお願いしたほうがいと思うんですけれども。それに、利根川など河川の増水時、パニック以前に水位危険度を住民に知らせる考えはあるのか。これまでは余り聞いたことがないのですけれども、いかがでしょうか。

加えて、自主防災組織を充実させなければならぬと考えておりますが、今度どう進めていくのか。住民みずからが危機感を持って避難訓練等を毎年定期的に行う必要があると思いますが、この点、どうお考えかお答えください。

以上4点になりますか、それぞれ町長、担当課長、明快にお答えください。

○議長（野澤良治君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） それでは、篠原議員のご質問にお答えします。

まず、国交省などとの連絡を密にとる、これはもう当然でございます。当町では、以前はそれほど災害に見舞われたということはなかったんですけれども、今回の3.11の震災で、かなり利根川の堤防でも陥没とか地割れもしたところもありますので、そういうところを国交省でよく見ていただいて、その当時の前町長や雑賀町長、金江津の出張所長にも来ていただいて、いろいろな整備ぐあいの進捗状況等、説明をいただき、また、今、集中豪雨とか予想もしない大雨が降るので、そういう危険が増す場合の連絡等についても、今、町長と相談を重ねているような状況です。今、まだ災害にはなっていないんですけれども、それを踏まえたような形で、今そういう連絡を密にとっているというような状況になっております。

まず、新利根川の大清掃は、総務課ではないんで、違うほうからいきます。

まず、町長ということだったんですけれども、洪水が予想される場合で、高台にある近隣市町との応援協定、また、仮住まいということなんですけれども、まず、事務的なことでお話しますと、緊急時における近隣市町村との協定についてですけれども、現在、稲敷広域管内、稲敷広域消防本部という形で稲敷広域でつくっているんですけれども、その

7 市町村間での、まず消防団の応援協定を今進めているところであります。

洪水による災害においては、篠原議員がおっしゃるように、皆さんがわかっているように、河内町では高台がないということで、どうしても避難ということになると町内で避難できる場所がないということで、いざという場合、近隣市町の高台に避難することも予想されますので、近隣市町と連携を図りながら、避難先の選定とか、避難場所等の対策の検討を進めていきたいと。その後、ちょっと政治的なこともかなり絡むんで、この辺は町長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

それから、利根川などの河川の増水時、情報提供ということなんですけれども、これまで河川の増水時については、利根川下流事務所から発進されています河川情報をもとに、当時の当町の上流部であります押付の水位を参考に、また、実際の河川状況等を総合的に判断しながら、河川の増水量に危険度が増した際には、避難準備、避難勧告、避難指示の順で、防災無線等によりお知らせする予定であります。

ただ、それ以前の場合の水位、河川の水位などの情報提供におきましては、情報発信するのはいいんですけれども、どのタイミングで発信するのか。そういう町民の逆に不安をあおらないように当然考えながら、それと、隣接する利根町との関係も、連携もありますので、その辺を考慮しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

また、自主防災組織ということでもありますけれども、河内町の自主防災組織については、町の地域防災計画で、平成6年度から16年度にかけて、30団体、30地区が一応結成されているということにはなっております。ただし、年数的に見ても相当期間が過ぎており、詳しい部分がわからないところもあるんですけれども、13年度においては、茨城県の自主防災組織活動育成事業という……（「その13年というのは、いつのこと」と呼ぶ者あり）……平成13年です。その補助事業により結成されたことにはなっているんですけれども、その後の活動内容については、把握していない部分もありまして、あと、地域の住民の方も、ちょっと知っているのかどうか不安、心配なところあります。

自主防災組織は、自治会などの地域住民、当町では地域集落、区になると思いますが、地域住民が連携して防災活動を行う任意団体とされております。近年の災害においては、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合や、行政自身も被害を受けていることも考えられるため、この自主防災組織による地域住民の自助、共助の取り組みが特に、今、重要視されているところであります。町としても、26年度から防災訓練を実施しておりますけれども、そういう訓練を通じて、いざという時のためにそろえるとともに、地域、区に働きかけ、住民みずからが自分の地域は自分で守るという共助の取り組みがなされるよう、今後、地域、区への働きかけを進め、町内全域で自主防災活動が充実するように検討を進めていきたいと考えております。

また、避難訓練のことなんですけれども、先ほどこっと触れましたけれども、町では防災訓練という形で、平成26年度にみずほ小学校区、今年度は金江津小学校区域を対象に

総合防災訓練を実施いたしました。この28年度については、夏ごろになると思いますけれども、生板小学校区域を対象に防災訓練を予定しておりまして、町内全域での防災訓練が終わった後に避難訓練を行う予定であります。

防災に関する答弁は、私のほうは以上です。

○議長（野澤良治君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 篠原議員のご質問にお答えします。

まず、新利根川の清掃についてですが、近年、新利根川に繁殖する特定外来生物は、ミズヒマワリ、ナガエツルノゲイトウ、オオフサモという水草です。平成23年度に茨城県施行で、新利根川、破竹川外6排水路において防除作業を実施しました。現在は、防除後3年足らずで繁殖している状態です。県に状況を報告したところ、環境政策課において対応を検討中のことでした。今後、県において防除作業を実施する場合、前回同様、協力していくつもりでございます。

次に、新利根川に沿って走る町道排水でございます。特定外来生物の繁殖も一部関係しているとは思われますが、最大の原因は、排水マスと管渠に問題があると考えております。来年度、河川を管理します竜ヶ崎工事事務所に相談し、河川占用の手続き後のマスと管渠の入れかえ工事を予定しております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 篠原議員さん、ご苦労さまです。

今話を伺ってしまして、本当におっしゃるとおりで、今、現実的に町のほうで総合防災訓練というのを立ち上げまして、町内の民生委員さんから、消防団員の方から、あと、防災アドバイザーという形で、また、地元の新河分署の消防の専門家も交えて総合防災訓練という中で対策をして、みずほ小学校区から、これ地震を想定した訓練をまずしようということで始まりまして、みずほ地区、金江津地区、そして、ことしの夏あたりですけれども、日にちは大体決めてきたんですけれども、生板地区で実施しようということで今進めております。

そういう中で、昨年、常総市の鬼怒川が決壊したということで、総合防災訓練の中で地震を想定したものだけではなく、本当におっしゃるように利根川をしょっているものですから、利根川が増水して、もし地震があったら利根川決壊するだろうということを想定しておりまして、その場合に逃げ場所はどこだという話になります。ですから、今、私も、そのために河内町全町民が一旦町外の高いところに避難するということをやるしかないということで、今、近隣の市町村長には、そういうお話をちょっと今内々でしてしまして、そのときに、具体的な部分については、これから事務方で進めるので、協力をお願いしたいということはお話をしてありまして、それを実施するしかないという思いであります。

河内町、消滅可能性都市といわれていますけれども、私個人的には、人口が減少するこ

とで消滅することはないと思っています。でも、その対策はしていますけれども。ただ、利根川が切れた場合には、本当に河内町は水没してしまうんです。これのほうが非常に心配なものですから、そういう意味では、おっしゃるように今、全町民挙げての避難をしようということで内々で進めて、それを表に出す時期が来ると思いますが、早急にやろうと思っています。

それと、避難指示については、今度、鬼怒川の件がございましたので、国交省は直接各自治体の首長にホットラインという形で話をするということ、そういう話が来たものですから、その中で、それだったら避難指示を出すのにどのぐらいの時間かかるんだという逆算するには避難訓練をしなければいけないという、そういうことも含めて国交省と話した経過がございまして、本当に避難指示を出して何でもなかったということでも、私は、それでいいと思っているんです。もし緊急の場合は避難指示を出すと。それで、何でもなかったら戻ればいいわけですから、そういう意味では、ちゅうちょなく。全町民を挙げての避難訓練の前に、そういう事態が起こった場合には、ちゅうちょなく避難指示を出すという。それには、どこへ逃げたらいいかという問題があるでしょう。ですから、早急にそれはやらなければいけないという、今、思いであります。

以上であります。

○議長（野澤良治君） 1 番篠原佳治君。

○1 番（篠原佳治君） 細かく説明いただきまして、ありがとうございました。

1 点、新利根川に繁殖する何とかという水草ですけれども、県で作業するときに協力するというような形みたいですが、そうではなくて、河内町ができるだけ先行して清掃するというような形があればいいんですが、そういうのはなかなか難しいとは思いますが、余りひどくなる以前にそれを進めていってほしいと、そういうふうに考えます。この点は、答弁結構ですから。

それと、もう 1 点、避難に関連する自主防災組織なんですけれども、自分の命は自分で守るということは大前提なんですけれども、それでも、核家族化が進んでいて、いろいろな事情で高齢者のひとり暮らし、それとか、人の手を借りなければ避難することもできないと、そういう人の災害弱者といわれる人のためにも、先ほど答弁ありましたけれども、共助と自助の話でしたけれども、公助のほうも含めて、それはその線を取り決めておく必要があるのではないかと、そういうふうに思います。それで、その点は、本当に前向きに進めていただきたいと思っておりますけれども、防災訓練についても、昨年、防災訓練行われたようですが、参加者が少ないということで、広報も足りなかったのかもしれませんが、何分にも住民みずからの危機感というものがある程度は感じないといけないと思うんです。それも含めて、今後の課題であると思います。

それと、以前には、避難訓練の際に、自分で避難することができない人たちを、区長さんであるとか近隣の人が協力し合って、誰々さんがその人を面倒を見て一緒に避難させる

んだというような取り決めが、何か何年か前に訓練も含めてそういうことがあったように記憶しているんですけれども、この点、ちょっとご答弁、課長、お願いします。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 篠原議員さん、おっしゃっているように、総合防災訓練をやるための会議があるんです、先ほど申し上げたようなメンバーで。その中で、今のお話も随分中身を検討しているんです。現実的に、今、要援護者といわれる方について民生委員さんがある程度把握しておりますので、避難するときに各地区の民生委員さんが要援護者のお宅を回るとか、各民生委員さんが自分の担当するところを把握して、消防団の人と避難をするというふうな形にするしかないだろうということで、そういうことも含めた訓練をしようというふうには一応なっているんです。ですから、先ほど申し上げたように、町民が全体的に避難するのは、自分で自分の命を守るという形ですけれども、要援護者に関しては、おっしゃるように公助、そういう部分で、学校だとか、そういう関係の施設の2階とかというようなところに避難を誘導するという形をするしかないと思っています。これは、会議の中でも、自分で逃げられる人はいいいけれども、逃げられない人はどうするかについては、やはり会議の中で議題になっておりますので、そのあたりも含めて、おっしゃるようにならざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（野澤良治君） 1 番篠原佳治君。

○1 番（篠原佳治君） ありがとうございます。この点は、行く行く前向きに検討して行ってほしいと思います。

それで、避難場所の指定の件ですけれども、その件は、恐らく今指定されている場所は、夜間に当たってはなかなか難しいものがあると思うんですけれども、いろいろセキュリティーの問題で避難できない場所もあるんじゃないかと、そういうふうに考えておりますけれども、その点も含めて今後検討していただきたいと、そういうふうに思います。

それでは、次に、空き家・空き地についての質問です。この問題については、以前にも何度か質問があったこととしますので、重複するところはご了承願います。

空き家問題、一言で言うと、現在の条例では危険な箇所があっても人の財産権だから立ち入れないということで、近隣住民は相当不安に思っているところもあります。使える住宅は、町が間に入るなどして契約を結び、有効に活用する。反面、危険を及ぼすようなものにあっては、早急に対処しなければいけないと、そういうふうに考えます。もう倒壊寸前で瓦も落ちかかっている近寄れないと、ある場所では、以前火災に遭った家で母屋がそのまま放置されていて倒れかかっているところもあるんです。それ以外にも、やはり何年か前の火災の後、潰れたままの状態でそのままほったらかし、あげくの果てにはごみ捨て場のようになっている、これは本当に見るからにひどいと思います。そういうところだけ、そういうところからでも対処しないといけないと思いますけれども、いかがでしょうか。

ほかの自治体では、その条例に沿った規則や罰則規定を設け、強制執行までの道筋をつけているところもありますけれども、そういったことも計画の中に入れているのか、お尋ねします。

もう1点、関連していると思いますので、続けて質問しますが、空き地の問題です。

空き地に繁茂する雑草問題については、河内町のみならず、いずれの自治体でも問題視しておりますが、もちろん所有占有する土地は、みずからが適正に管理することは大原則なんですけれども、なかなか解決できないのが現状と思います。現時点では、農地のほうがちょっと気になりますので、非農耕地と思いますが、今回は、そちらに絞ります。

農地といえども、長年耕作されていないと相当景観を損ね、不衛生、農作物にも影響を及ぼし、また、視界を遮られ安全性を欠くところもあるように思いますが、放置されっぱなしでゴミ捨て場状態になっているところもあります。そこで、非農耕地での危険箇所にあつては、消防団に立ち会いをお願いするなどして、また、野鳥を守る会、それや近隣住民などとも妥協点を見出し、もちろん所有者とも話し合いながら、焼却することも検討してはどうかと。そういった町を挙げての事案として扱わなければ解決しないと、そう思いますが、いかがでしょうか。

以上3点ですか、担当課長、よろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 篠原議員のご質問にお答えします。

まず、空き家の危険をどう対処していくかということでございますが、平成29年度に河内町の空き家対策条例を制定する予定でございます。条例制定に向けての作業で、さきに制定されました国の空き家対策特別措置法、こちらに従い、住基情報、税情報等が閲覧できることになっております。現在、空き家の情報を収集しておりまして、現場確認、地図に落とす他、写真も管理し、現状を把握していきます。

空き家条例は制定されておりますが、近隣に影響を及ぼす空き家であれば、所有者または管理者に指導を行っていく予定でございます。

現在の指導方法でございますが、空き家に繁茂する樹木や雑草については、所有者、管理者に管理していただくことが大前提でございます。例えば道に張り出した通行の妨げになるような樹木、雑草の場合は、都市整備課の建設グループから、現在の状況や適切な管理のお願いを文章にして伐採等を促しております。

同じく、雑草が繁茂し、近隣の住民に蚊や小動物などによる迷惑をかけるようであれば、都市整備課の環境グループから、苦情内容と適切な管理を文章にして除草等を促しております。

ほかに、防犯や防火に危惧する状況であれば、総務課から、状況を文章にして適正な管理をお願いしております。

また、火災後そのままになっていて片づけをされていない土地につきましては、都市整

備課の環境グループのほうから、管理のお願いをするんですが、そこに不法投棄をなされているということですので、ごみの種類によって、警察であったり、県であったり、相談先が分かれてきますので、警察、県、町で協力して対応していきます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 篠原議員のご質問にお答えいたします。

耕作されていない農地ですけれども、農業従事者の高齢化、労働力不足等により、全国的にもふえておりまして、農地の保全という観点からも大きな課題となっております。こうした耕作放棄地は、河内町においては比率的にそれほど高くないものの、高齢化による担い手の減少等により、増加する傾向が見られます。

河内町の農地は水田が主なものとなっておりますが、一度耕作されなくなり、荒れてしまいますと、その再生は非常に困難なものとなり、衛生面も含めて周囲の環境に影響を及ぼすことも懸念されます。一般的に、耕作放棄地になりやすい農地は、相続等により権利関係が複雑であったり、形状が悪く農業用の機械が入らないなど、借受人が見つけにくい条件の土地であることが多いという印象を持っております。農地は、財産であり、その適正な管理は所有者等の義務であると考えておりますが、今後、農地の相続人等が他の市町村に居住しており、地域との結びつきが少なく、農地の管理が難しくなっていくなどの事例がふえていくことも予想されます。

現在、耕作放棄地に対する町の対策としましては、農業委員会において農業委員や町職員による農地パトロールを定期的に行い、その結果を踏まえ、農地の所有者等に適正な管理を行うことを求める旨の通知を行っております。

また、農地の所有者等に利用意向調査を行い、今後、自分の農地をどう管理していきたいかを確認し、借り手が見つからない場合で、すぐに耕作を再開できないときは、草刈りや清掃等を行い、周囲の環境に配慮しながら農地を適正に管理していく等の助言を行っております。

今後は、農業者の高齢化等により耕作できない農地等について、農地の利用意向調査等を通じて農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積、集約化を推進し、耕作放棄地の解消及び拡大防止に努めてまいりたいと思います。

耕作放棄地につきましては、所有者等のみでは解消が難しい部分もあると思いますが、農業委員や平成28年度から新設される農地利用最適化推進委員等への相談に加え、地域の方を含めて、その地域全体の問題として対応していくことが必要であり、今後の課題であるとも考えております。

農地の空き地、耕作放棄地の対策については、以上でございます。

○議長（野澤良治君） 1 番篠原佳治君。

○1 番（篠原佳治君） ありがとうございます。

十分検討していただいて処理してほしいと思うんですけれども、今のご説明は余り納得のいくような説明ではないんですけれども、余りにも事務的な答弁で、近隣住民の方も、その人に聞かせたらなかなか納得していただけないのかなと、そういうふうにも考えます。町長は、何事にも先行して走っていつてくれる行動派なんですけれども、やはり職員も、それを見習って行動的にやってほしいなというふうにも考えます。

大半の答弁で前向きに検討していただけるというふうに捉えましたけれども、空き家問題については、本当に相当に突っ込んで粘り強く指導しないと、一向に解決するものではないと思います。文書、文書と、先ほどから課長言っていますけれども、文書発送で指導にとらわれるんでなくて、やはり強く、自分の足を使って行動して、その人の家にでもぶつかって、それで膝をすり合わせて話をすると。そういったことをしないと、なかなか解決するものではないと。ですから、一つ一つ、地道に解決していつてほしいと、そういうふうに思います。

このお答えいただいた大項2点については、今後も続けて進捗状況を見きわめながら質問させていただきたいと、そういうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問です。庁内のファイリングシステムについてです。

仕事量もふえ、それに伴って書類もふえ続け、限られた庁舎面積、事務所内は人がすれ違えないほどの通路で、机の上まで書類でいっぱい。それで、室内も薄暗いということにもなり、また、廃棄できない書類も大量にあるのではと、そう思います。そこで、ファイリングシステム、費用もある程度かかることと思いますので、何年かの計画で進めていつてはどうかと、そういうふうに思います。総務課長、私からの最後の質問ですから、後世に残るような答弁をお願いします。

○議長（野澤良治君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 何か最後に一番難しいような質問で。

では、まず、この庁内のファイリングシステムについてでありますけれども、当町の文書管理につきましては、現在行っているシステムというのが、平成11年度に各課から選出された職員のワーキングチームでの検討を踏まえて、今の文書の起案の作成から廃棄までの統一的な基準を設けた文書管理改善計画を作成し、これによりまして、その文書の保存、管理に努めてきているところであります。

その内容でありますけれども、各年度の事務事業ごとに個別のバインダーに収納する簿冊方式として、それぞれのバインダーに、ファイル名、作成年度、保存年限及びファイルされている文書目録を添付し、各課において、保存、管理を行っております。これらの個別のバインダーを年度の切りかえに伴い、追加、廃棄等の更新を行っております。

ご質問にありましたこのファイリングシステムにつきましても、平成11年度のワーキングチームで検討いたしております。ただ、そのときには、そのファイリングシステムの導入に伴う専用のキャビネットの設置場所の確保、移行に係る経費等、ちょっと保管、管理

すべき文書量なども検討した結果、現在の簿冊方式になったようなことでございます。ただし、現時点で、これをすぐ大きく変えることは、ちょっと必要性としては現時点では低いのかなと思いますけれども、篠原議員さんからご指摘のあったように、今後、例えば10年とか長期的に見た場合、今後ますます庁内が手狭になることもありますので、今後の検討課題とさせて勉強していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 1 番篠原佳治君。

○1 番（篠原佳治君） ありがとうございます。

この件は、よその市町村でも相当進んできて、それで、やっているところあるんですけども、河内町は財政も余り豊かではないので、庁舎の建てかえ、増築もなかなか見込まれないと。そういう中で、今の書類、ぱっと入った状態で、なかなかどこに何かがあるのか、どこに誰がいるのかもわからないで、その簿冊の間からちょろちょろと顔を見合わせるような状態になっていると思いましたんで、私は、こういう質問をさせていただいたんですけれども、今後の課題として取り上げていってほしいと思います。答弁は結構です。

ありがとうございます。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 先ほどのちょっとごみの、ちょうど公園の前、今度学校ができるところに、何か鉄板で囲って残土とごみがあるんです。あと、408号線沿いに。あれ今、何とかしようと思って、方法ないかと思って、ちょっといろいろ考えています。というのは、あのままで置くと、20年たっても30年たってもあのままなんです。（「だんだんふえていく」と呼ぶ者あり）そうでしょう。ですから、あれは何とか方法がないかということで、ちょっとあらゆる方法を弁護士等も含めて何とかしなきゃいけないと思って、考えています。メインの通りにごみが捨ててあって、非常にあれは景観が悪いです。このままでいくと、あと次の世代になっても、あれ残るんじゃないかと思って、何とかしなきゃいけないという思いではおります。それをいつになるかわからないかもしれないけれども、やれることはちょっとやってみますから、だめもとでね。とにかくやれる手は打っていきます。そういうことをちょっとお答えしておきます。

そういうことで、ひとつよろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 1 番篠原佳治君。

○1 番（篠原佳治君） 今ちょっと質問から飛んで、町長、お答えいただいたんですけども、先ほど言いましたように、空き家の問題で、本当に火災のもの、潰れかかった家とか、本当に近隣の人が迷惑かかっているところは文書と所有者と罰則云々という問題でなくて、何かちょっと対処法を考慮してほしいなど。そういうことで、私、今回質問させていただいたんですけども、その件は、本当に近隣住民の立場になって皆さんもお考えいただきたいと、そういうふうに思います。

ありがとうございました。終わります。

○議長（野澤良治君） 次に、宮本秀樹君、登壇願います。

〔12番宮本秀樹君登壇〕

○12番（宮本秀樹君） おはようございます。12番宮本でございます。雑賀町長を初め執行部の皆さん、日ごろより町発展のために努力していることに対し敬意を表します。

さて、ことし3月をもって退職される方が何人かおられると聞いておりますけれども、長い間、河内町のためにご尽力くださいまして、まことにご苦労さまでした。退職なされましても、引き続きご指導のほどよろしくお願いいたします。

学校教育による小中一貫校校舎の建設工事が始まりました。来年1月には完成されるということです。まことに素晴らしいことだと思います。河内町の将来を担う子供たちの教育の場が新しくスタートできることは、町にとりましても願うところでもあります。これに伴い、今までの学校も一つになり、地区意識もなくなり、河内町が一つになれる最大のメリットでもあります。今後、少子高齢化社会が続き、人口減少時代に入りますが、議会と執行部が一体となり町政を進めてまいりたいと思います。皆様、よろしくお願いいたします。

この後、通告に従いまして一般質問を行います。私からは、新設鉄道誘致について、「水と緑のふれあい公園」の利用方法について、空き家対策について、3点、質問させていただきます。

詳細につきましては、自席にて質問いたします。

議長、よろしいでしょうか。

○議長（野澤良治君） はい。

12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） 最初に、新設鉄道誘致についてお尋ねいたします。

千葉県成田駅からつくば駅までの区間を通る鉄道の誘致です。その区間、河内町、稲敷市、美浦村、阿見町、土浦市、つくば市を結ぶ路線の働きかけです。まず、河内町議会から発信し、雑賀町長にご指導、ご協力をいただき、隣接の市町村長や関係団体、そして、関係する各議員への協力働きかけをいたし、国土交通省等への要望書や陳情を行おうと思います。

河内町の議会においては、昨日の全協において承認していただいております。このことは、河内町を初め、稲敷台地、さらには、霞ヶ浦を取り巻く開発や県南地域の発展に大きく貢献、寄与されることと信じております。この先10年、20年、30年かかるかもしれませんが、後世にバトンタッチする意味でも始めなければならない事業だと思います。皆様の賛同と協力をお願いいたします。

雑賀町長に答弁とご助言をお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） この鉄道については、私、就任したときに実は成田の市長さんのところに、そうですね、今から……就任してすぐですから、25年の初めあたりに、たしかお邪魔して文書を出した記憶がございます。その後、稲敷市長さんとも、このつくば成田の話を一緒にしたことがありまして、最近、思うんですけども、やはりつくばから成田、成田から羽田ぐらいまで、どうせ表に出すのであれば、そのぐらいの感覚で出したほうがいいのかと、最近、思っています。

羽田からつくばまでは来ています。これが、つくばから成田、成田からまた羽田というふうに、これ全部が結ばれたら、本当に、もしかすると非常にまた違う意味で大きな発展を伴うんじゃないかなと、最近、思っています。宮本議員さんからこのお話を伺ったときに、本当に圏央道の完成まで30年ぐらいかかっているんです。ですから、30年前に話を出したときには、何をばかなことを言っているんだろうということが、30年たって現実化しているんです。そういうことから考えますと、本当に30年先考えたら、羽田からもうつくばまで来ているわけですから、つくばから成田、成田から羽田というふうに、こういうふうな結び方がもし可能であれば、非常に私はとんでもないプロジェクトというんですか、これできますと日本の国というか関東が一変するんじゃないかと思います。

ですから、そういう意味では、河内の議会の議員の先生方から、こういうことで始まっただけであれば、これが一つのきっかけになって近隣町村を巻き込んで大きく夢を膨らませるという意味では、私は非常に大切ではないかと思っています。ですから、議員さん方とともに一緒に河内町からこれを発信して、どんどん、どんどん波及させていくということが大事だろうと思います。そういう意味で、私も含めて、本当に微力ではありますがけれども、何かの機会につけて話をしながら、議員さん方にも、お仲間の議員さんに、近隣町村の議員さんに話をさせていただいて、この輪を広げていくように、一緒に広げていければいいんじゃないかなというふうに考えております。ですから、成田つくばだけじゃなくて、成田からまた羽田も一緒に、どうせ上げるのであれば、そのあたりまで一緒に話をしてみるのもいいのかなというふうに感じております。

一緒に頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） 雑賀町長、答弁ありがとうございました。

今、雑賀町長、成田から学園までというふうな話もあったんですけども、とりあえず私たちは、この河内町に住んでおりますので、この稲敷台地を含めた鉄道誘致を、それに伴いまして、皆さんで協力していただいて働きかけをしたいと考えております。

今、茨城県においても、県北、水戸方面は、空港、港、鉄道等も、鉄道というよりも道路等もかなり開発が進んでおられるように感じます。この県南地区、東京の60キロ圏内にありまして、非常におくれているなというような私も感じております。どうか、この地域の発展と、ここに住んでいる県南地区の皆さんのためにも、ぜひ。実現できるか、できな

いかはわかりませんが、努力することによって必ず可能になると私も信じております。どうか、皆さんで力を合わせて、この県南地区の発展のために努力していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、水と緑の公園の利用について質問いたします。

町内には観光地や商業地域等がないのが現状であり、自然を生かした景観や人が集まる場所が必要であります。町では、観光地にするには一番適している場所は水と緑の公園であると思います。不動面沼の浄化をどのように考えているのかお尋ねします。また、周辺対策をどうするのかお聞きします。都市整備、吉田課長、お願いします。

○議長（野澤良治君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 宮本議員のご質問にお答えします。

おっしゃるとおり、水と緑の公園は人の集まる場所としては最適な場所でございます。ただ、近年、水質悪化が懸念されております。沼の水質悪化です。来年度、水質改善を目的に井戸を掘り、水の遊び場や、井戸水を沼に流して水の循環をし、沼の浄化を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） 続いて、公園内の遊具が古くなり撤去されていますが、その後の設置の予定はどう考えているのかお聞きします。

○議長（野澤良治君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 公園の遊具でございますが、水と緑の公園も開園から15年が過ぎておりまして、設備の老朽化が進んでおります。職員や一部業者に補修をお願いしながら、お使いいただいているのが現状でございます。

遊具につきましては、使用するのに危険な遊具、現在2基を撤去しております。遊具があれば公園の集客がより上がると考えておりますので、学校建設終了後に、遊具の種類と予算を精査いたしまして、新たな遊具の設置に向け検討してまいります。

以上です。

○議長（野澤良治君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） 次に、不動面沼とグラウンドの間にある農業排水の小川があります。この水が動かなくて汚れていますが、子供たちが遊ぶ場所としては適していないと思います。農業排水が入ってこない方法がないのでしょうか、お聞きします。水がきれいになれば、蛍の里として夏には蛍が飛ぶようなきれいな小川にしてみたいか。そうすれば、自然に人がやってくると思います。河内町の目玉として、観光地として見てはいかがでしょうか。すぐそばには学校があり、住宅があります。自然豊かな場所をつくるのが大事だと思います。今後の環境対策をどのように考えているのかお尋ねします。担当課長、さらには、町長にお願いします。

○議長（野澤良治君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） お答えします。

農業用水路、公園の中央にある農業水路なのですが、公園の建設以前よりある水路でございます。農業排水の流れを変えとなると、大分費用がかさむと考えております。

水路の水が停滞する時期、よどんでいる時期なのですが、先ほど申しました井戸水を使って水路に放流し、水質の浄化をするということがひとつ考えられますが、抜本的な水質改善にはなりませんので、蛸が生息できる環境にはならないと想定されます。井戸の水質と水量次第になりますが、その水を使って公園環境がよくなるよう今後検討してまいります。

以上です。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） なかなか前向きな答弁が何か出ないみたいで、やはり担当の課長さんからしてみれば、本当に現実的な話なんだろうけれども、私は、この間、現地も見てきまして、ことしの予算のほうに井戸を掘る予算はのせさせて今もらっております。

公園のところ、昔、あそこ私も遊んだところで、地下水というのかな、あれは利根川とつながっているかどうかわかりませんが、不動面に水が湧いてきて本当きれいだったんです。ワカサギがいるようなところですね。ですから、それを何としても再現したいというのが、そういう気持ちでありまして、ですから、もう少し我々素人じゃなく専門家の人に相談しながら、あの不動面を再生しながら、議員さんおっしゃったように、不動面と公園の間に、本当に農業排水路っていうのは、田んぼの水が流れるところと、あと、生活の雑排水ですかね、それが若干入ってきているのかなというふうに思うんです。

ですから、この間、現地を見たときに、非常に何か、湧いてきている水じゃなくて、本当によどんでいて、底が見えるんですけども、ちょっとコケが生えていて余りよろしくないような状況なんです。ですから、このあたりを本当に議員さんおっしゃったように、小中一貫校があそこにありますし、もともときれいな本当に不動面だったんです。ですから、何とか再生をしたいなというふうに思っておりまして、抜本的にどういうことが必要かということも、本当にちょっと先ほど申し上げた専門家の人を交えて考えていく必要があるなというふうに、考えております。

以上であります。何とか蛸を飼える環境に持っていきたいというのが私の希望でありますので、ちょっと検討してみます。

○議長（野澤良治君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） 答弁ありがとうございました。

私も町長と担当課長で、あそこの不動面周辺の環境がどうなっているのかということで現地を視察してまいりました。非常に今までの農業排水、多分、大古さんの前あたりから流れている農地の排水、不動面の公園と沼の間へ通ってきているのが現状で、冬場は水は

流れていないんですけれども、自然にそこに家庭雑排水等が入ってきていますから、非常にふさわしくない場所です。下手すると夏には蚊とか、そういうものが発生し、子供たちが遊ぶ場としては適切でないなというように感じてまいりました。ぜひ、先ほども質問したように、河内の目玉の場所だと私も思っておりますので、自然環境をよくして本当に蛍が飛ぶような自然の沼の周辺対策ができれば、非常にいいのかなと考えております。町長も言ったように、河内に、そういう自然環境がまだ残っているところが本当にないので、ぜひ水と緑の公園周辺の対策をこれからしていただきたいと思います。答弁がもしあれば、ひとつよろしく願いいたします。

ないですか。

○議長（野澤良治君） どっち。

○１２番（宮本秀樹君） 担当課長でも、どちらでも。

いいですよ。

ちょっといいですか。

○議長（野澤良治君） はい。

○１２番（宮本秀樹君） 先ほど答弁はしていただいたので、特別な改めての答えがなければよろしいです。次に入らせていただきます。

次に、空き家対策について質問いたします。

先ほど篠原議員も質問いたしましたけれども、以前にも私も質問しております。空き家条例がまだできていないようですが、昨年、星野議員も同じように質問しております。先ほども答弁もあったけれども、どうなっているのかお答えください。担当課長、よろしくをお願いします。

○議長（野澤良治君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） 空き家条例につきましては、ただいま県で主催し、定期的に開催しております空き家対策等の推進に関する市町村連絡調整会議にて、県内市町村の空き家条例内容を一定水準にするよう情報提供をいただいているところでございます。

河内町の空き家条例については、先ほども申しましたが、平成29年度に制定予定でございます。条例制定後は、適正な管理が行われていない空き家等が防災、防火、衛生、景観、生活環境等に深刻な影響を及ぼす場合、町から、改善の助言または指導、次に、勧告、命令の順で所有者、管理者に行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（野澤良治君） 12番宮本秀樹君。

○１２番（宮本秀樹君） ありがとうございます。

非常に空き家対策というのは難しい問題でございます。所有者もおる関係から、町の強制的な執行というのがなかなかできない部分がありますけれども、29年度に空き家条例ができるというようなお話でございますけれども、その間、空き家で非常に迷惑をかぶって

いる隣接の方がたくさんおりますので、そのような対策等も今後お願いしたいと思います。

次に、空き家リフォームについて質問します。

年々、高齢者が多くなり少子高齢化が進んでいます。それに伴いまして、人口減少が進み、先々には5,000人になってしまうという憶測もあります。何としても河内町に住んでもらえるような対策をしなければなりません。空き家をリフォームして町に住んでいただける方をふやしていければと思います。それには、リフォーム工事の助成金等があれば答えてください。これは藤井財政課長ですか。よろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） お答えいたします。

空き家のリフォームといった質問でございますが、リフォームの前に空き家バンク制度の設置が先であるのではないかと考えております。

空き家バンク制度ですが、近隣町村では利根町、美浦村が設置してございます。利根町が実施している制度でございますが、町内の空き家の情報を所有者が町に登録することにより、町公式ホームページ上で希望者に情報を提供する制度でございます。その中でも、県宅地建物取引業協会と協定を締結しておりまして、銀行と連携した優遇ローンもございます。また、国の補助を使った空き家リフォーム工事助成金などがある制度でございます。

当町も、河内町の総合戦略において空き家バンク設置を考えております。平成28年度は、設置のための要綱づくりと考えております。その中で、リフォーム助成金制度も考えていく必要がありますので、将来の検討課題と思われます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） お答えありがとうございました。

今、答弁の中で空き家バンク制度というお話がありましたが、所有者が町に登録することですが、空き家の情報を一番知っているのは近隣の方や区長さんだと思います。協力していただき、教えていただく方法が一番だと思います。そうすれば、所有者のやりとりもスムーズにいくのではないのでしょうか。再来年、空き家条例ができたときに役に立つと思います。河内広報を利用した働きかけ等をお願いします。町には空き家が何件くらいあるのでしょうか、お答えください。担当課長、お願いします。

○議長（野澤良治君） 吉田都市整備課長。

○都市整備課長（吉田茂久君） お答えします。

宮本議員おっしゃるように、昨年度、各区長に空き家の状況等をご報告いただくよう依頼しました。全ての区長さんにご報告いただいたわけではございませんが、現在把握している空き家の数は55件になります。

以上です。

○議長（野澤良治君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） ありがとうございます。

現在把握しているのが55件だとの答弁ですけれども、まだ把握できないところが多々あるような感じもします。非常に空き家が年々ふえているのが現実でございますので、今後とも、ひとつ空き家対策についてよろしく願いを申し上げます。

次に、空き家を利用して農業体験をしながら、河内町で1週間でも1カ月でも滞在できるような設備をした空き家が必要です。将来は町に住んでいただけるような対策をしなければなりません。茨城県内の市町村でも、例えば地域おこし協力隊という事業を導入して事業を行っていると聞いております。河内町でも行ってみたいはいかがでしょうか。地域おこし協力隊という事業の説明と、そのような考えあればお答えください。諏訪課長、稲敷市の事例がありましたらお願いします。

○議長（野澤良治君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） 宮本議員のご質問にお答えいたします。

農業体験ができる空き家の活用につきましては、現在、町では具体的な事業の計画はございませんが、近隣の市町村における空き家を活用した施設整備の事例としまして、稲敷市が行っている空き家再生プロジェクト等がございます。

稲敷市の事例は、市外からの移住促進施策として企画されたもので、市内の空き家を募集に応じた都会の若者等がボランティアとして参加し、プロの指導のもとで自分たちの手でリフォームを行い、完成後は田舎暮らしを体験できるゲストハウスとして活用するというものです。昨年の12月から空き家再生のワークショップを開校し、月に1回程度、空き家の改修作業を行い、平成28年9月に、お試しハウスとしてグランドオープンを予定しているということです。

現時点では、この事業の中に農業体験等を組み入れていくかは未定ということですが、市の総合戦略の中に、空き家バンクの創設やその促進事業があり、将来的には近くで農業をやりたいという要望等にも対応していくことを目標としているということです。

なお、稲敷市の空き家再生プロジェクト事業は、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の上乗せ交付金を特定財源としております。

また、今後、河内町における農業体験ができる空き家の活用といたしましては、現在策定中の河内町総合戦略における空き家バンクとの連携等が考えられます。空き家バンクを利用し、町外から移住してくる方に対して、家庭菜園等ができる農家住宅の情報提供等を行うことにより、都会暮らしの人たちにゆとりのある河内暮らしをアピールし、PRを行っていくこともできるのではないかと思います。

空き家バンクにつきましては、先ほど企画財務課長の答弁にもありましたように、平成28年度から設置のための準備を行っていく予定ですので、農業体験を組み入れた取り組みについても、今後の課題となります。

ご説明は以上となります。

○議長（野澤良治君） 企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 地域おこし協力隊のことですが、お答えいたします。

取り組みの一つが、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持、強化を図っていくことを目的とする取り組みでございます。そして、市町村が負担する協力隊員の報酬、活動費各200万円の計400万円を上限に3年間までを特別交付税で措置されます。

県内におきましては、来年度は、稲敷市と茨城町が受け入れを始める予定です。今まで導入した団体では、笠間市は、笠間焼やアートがあふれるまちの活性化を目指す、大子町では、クライミングのジュニアクラブを立ち上げるといった取り組みでしたが、来年度、茨城町では、隊員向けに一軒家を提供し、資格取得の勉強時間を確保して町に定住する場合の基礎づくりに活用してほしいと週休三日を打ち出し、ラムサール条約登録を目指す涸沼の活用策の模索などを担当し、稲敷市では定住コンシェルジュとして移住相談窓口を果たす人材として募集するなどといった状況でございます。

ただ、協力隊員を受け入れる場合には、地域協力活動のプログラム等を作成し、地域協力活動の全体をコーディネートするなど、責任を持って町で受け入れ、活動が円滑に実施されるよう必要な研修の実施、地域との交流の機会の確保などを配慮することが重要となっております。また、協力隊員が地域協力活動を終了した後も、定住、定着できるよう、生活支援、就職支援等も同時に進めることが有効となっておりますので、今後、町としても慎重に検討していかなければならないと考えます。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 12番宮本秀樹君。

○12番（宮本秀樹君） ご答弁ありがとうございました。

今、企画財務課長のほうと諏訪課長のほうから答弁があったんですけれども、いずれにしろ河内町の空き家が年々ふえてくるのが現状でありまして、それを利用して、他町村、都会から河内に農業を体験しながら住んでみたいというような活動を進めていければと思います。

先ほどの答弁の中で400万の助成金が出るということでございますから、使わない手はないなと私は考えているんですけれども、それを隣接の稲敷市も今年度から始まるというようなことでございます。始まるまでには、条件等がいろいろあるというようなことでございますけれども、今後、前向きに考えていただければと思います。

最後になりますが、河内町の一番の産業は農業であります。年々、あいている農地もふえてきていると思われます。都会からも米づくりや野菜づくりをしに町に来ていただき、町の活性化につなげたいと思います。今後の対策に期待し、質問を終わらせていただきます。

す。

ありがとうございました。

○議長（野澤良治君） ここで暫時休憩といたします。

午前 1 1 時 2 5 分休憩

午前 1 1 時 3 3 分開議

○議長（野澤良治君） 再開いたします。

次に、諸岡周示君、登壇願います。

〔 6 番諸岡周示君登壇〕

○ 6 番（諸岡周示君） 皆さんこんにちは。6 番諸岡周示です。早朝より傍聴の皆様におかれましては、心より感謝を申し上げます。

また、当選後、初の質問となりますが、機会を与えてくださいますこと、まことにありがとうございます。今回は、2 点ほど、お伺いをいたします。

初めに、コミュニティバスについてお伺いいたします。

平成18年から運行が開始され、交通の便が悪い町民に対しては、ありがたく感じている1 人ですが、ここ数年の利用状況について質問をいたします。

次に、航空機の騒音対策についてお伺いをいたします。

私も騒音隣接区域の中に住んでいますが、隣接区域の設定について、現在、どこまで成田空港株式会社、通称N A A と交渉が進んでいるのか。また、昨年12月 4 日に、現服部副議長が質問なされました交付金の関連について質問をさせていただきたいと思います。

詳しいことは自席にて質問を行いますので、担当課長、町長の答弁をよろしく願います。

○議長（野澤良治君） 6 番諸岡周示君。

○ 6 番（諸岡周示君） 初めに、コミュニティバスについて質問をいたします。

コミュニティバスの現在の利用状況と取り組みについてお伺いいたします。

また、運行以来、非常に便利にされていると思いますが、総務課長に答弁を求めます。

○議長（野澤良治君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 質問にお答えします。

まず、コミュニティバスの利用実績ということでございますけれども、直近 3 カ年の実績を申し上げます。

まず、平成24年度が 1 万6,896人、25年度が 1 万6,822人、26年度が 1 万3,738人、今年度は、この 1 月の分までの累計でありますけれども、1 万1,550人で、年間の実績としては昨年度と同程度の利用になるのではないかと見込まれております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6 番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君）　ありがとうございました。

次に、時刻表の変更について質問いたします。

運行開始以来、数回時刻の改正をしていると思いますが、利用状況やバス停付近の地域の人たちに意見調査をしながら行っているのか。また、一部には、竜ヶ崎駅との接続がうまくいっていないという声を聞きますけれども、担当課長の答弁を求めます。

○議長（野澤良治君）　羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君）　まず、主に利用者の要望を聞きながら対応をしております。最近では、平成26年3月に時刻表と一部ルートの変更をいたしました。そのときの時刻の変更ですが、龍ヶ崎に向かう朝の1便目、2便目を若干早い時間に変更いたしております。

諸岡議員が言われた竜ヶ崎駅での接続がうまくいっていないというのは、多分2便目だと思います。コミュニティバスは1台のバスで運行しており、始発の十三間戸から龍ヶ崎に向かい、また十三間戸に戻り、また向かうということで、大幅な時間変更というのはちょっと難しいとは思いますが、先ほど申したように、26年3月に運行時間を若干早めたという経緯もありますので、この4月の利用状況など、利用している方の実態などを踏まえて、影響等がなければ、茨城運輸局や県の交通対策室、警察署、町民代表らからなる町地域公共交通会議に諮り、利用者の利便向上につながるように対処していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野澤良治君）　6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君）　ありがとうございました。

次に、航空機の騒音対策についてお伺いいたします。

開港以来、1978年の5月にしていますけれども、航空機が午前6時から午後11時まで離発着しています。今現在、30万回という目標を打ち出して、航空機の軽量化が進んだとはいえ、発生する騒音は地上の騒音源に比べて桁違いに音源のパワーが大きいのは特徴であります。特に夜間や雨天時、そして、風向きによって航空機の騒音は一段と大きく聞こえます。そこで、騒音区域の設定について質問いたします。

現在、隣接区域の拡大交渉は、成田空港株式会社、通称NAAとどこまで進んでいるのか。または、現状維持なのか。その辺、進んでいるならば、いつごろまでに決まるのか。担当課長に質問いたします。

○議長（野澤良治君）　羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君）　隣接区域の拡大についてでございますけれども、この隣接区域における民家防音対策は、今年度、27年度で第4次が終わります。

ご質問の隣接区域の拡大についてでありますけれども、第5次計画といたしまして、町とNAA及び茨城県の三者間で、昨年の夏ごろから協議を重ねてまいっております。その内容ですけれども、A滑走路においては、十里、布鎌地区の約60件を、B滑走路につき

ましては、上金江津、中金江津、下金江津地区の約360件、合せて400件程度になるわけですが、その400件程度を現在の隣接区域に含めて、来年度、28年度から33年度までの6年間にわたって防音工事を継続することで、昨年中に内々に合意に達しております。正式な合意については、今年度末、この3月末でありますけれども、文書で行う段取りとなっております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 今の5年計画ということで……（「6年です」と呼ぶ者あり）……6年計画で、例えば28年度に交付された場合に、件数的には例えば限度があるのか。例えば先ほど360件と言いましたけれども、100件できるのか150件できるのか。例えば十里地区では何件か、下金江津では何件というふうになるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（野澤良治君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 今までの隣接区域の防音工事については、地区で何件という予算割とかしておりません。今回も年間の、事業費で予算で計上させていただいておりますけれども、5,000万円程度で6年間行うということです。年額が5,000万で、申し込み順になりますので、予算がいっぱいになったところで、終了となり、次の年、また受け入れていくというような感じです。あと、事業費も防音の種別によって30万とか、中には70万、80万かかる場合とかもありますので、一概に何件というのはちょっと言えないところであります。ただ、年間の今までの実績を踏まえると、大体年間100戸程度は行っております。そういう状況です。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） ありがとうございます。

次に、交付金の関連について雑賀町長にちょっと質問いたします。

冒頭申しましたように、昨年12月4日の議会において現服部副議長が質問して、その答弁の中で、カーフェー、弾力的な運航の交付金でありますけれども、大変前向きな発言だと、今までの町長さんと違う前向きな発言だと私は思いましたが、私も雑賀町長の家の近くに住んでいるので、夜遅く飛行機の音がするのは、やはりびっくりすることがあります。そこで、普通交付金、また特別交付金は、町で使うことは大変理解はしておりますけれども、せめてカーフェー、夜の11時以降の弾力的な運航については、隣接を含めた騒音地区に対して何らかの迷惑料として、その一部を1地区において交付金をできないものか答弁を求めたいと思います。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） このカーフェーなんですけれども、夜の11時以降に、どうしても空港を使用しなきゃいけないという状況、急病人が出たとか天候によって、どうしても11時以降に飛行場のあれをしなきゃいけない部分については、航空会社から罰金というかお

金を徴収するということになっておりまして、その資金が河内町を入れて成田の第1種区域の6市町村で公平に分配をされております。その利用については、自治体ごとにいろいろな分配の仕方をしておりまして、成田市では、共同利用施設が建設されている70地区の自治会に対して均等に配布しているとか、いろいろ市町村によって、基金にして積み立てているとか、いろいろあるんですけれども。

基本的に考えますに、11時以降に飛ぶということは、その真下にいる人というんですか、隣接区域の中にいる人の上を通っているという現状を踏まえますと、私は、この隣接区域の各個人というわけにはいきませんが、隣接区域の中にいる方に分配の方法とか、それは今から煮詰めるしかないと思うんですけれども、ある程度公平にその部分について、今まで300万前後ですか、金額的に……（「250から」と呼ぶ者あり）……そうですね。250万から300万ぐらいの金額になるんですけれども、それについては、先ほど申し上げたように個人というわけにはいきませんが、各隣接区域の迷惑をかけている地区の、そういう団体というか、中で公平に行き渡るように考えてもいいんじゃないかというふうに大体考えを固めて今いるところであります。

ですから、具体的に分配方法とか時期については、これから詰めなきゃいけませんけれども、できれば、この4月以降から発生するものについて、そういう対象地区に分配したほうがいいんじゃないかというふうに考えております。それが一般的な交付金ですか。特別交付金と一般交付金については、今までどおり河内町の全体の中で、これ使わせていただいているわけですから、その11時からの特別な時間帯における部分にだけは、やはりそういう区域の中にいる方にやっぱり配慮をしなきゃいけない部分ではないかというふうに考えております。

以上であります。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 大変ありがとうございます。

三十数年来、成田空港は開港したわけですが、画期的な雑賀町長さんだと思いますので、いろいろ検討していただいて、隣接区を含めた交付金をお願いしたいと思います。

質問を終わります。

○議長（野澤良治君） 次に、星野初英君、登壇願います。

〔9番星野初英君登壇〕

○9番（星野初英君） 皆様こんにちは。9番星野初英です。区長さん方には、お忙しい中、傍聴に来てくださりまして、まことにありがとうございます。

私は、今回、皆様のおかげで4期目働かせていただく機会をいただきました。町長さんを初め執行部の方々が常に努力をされていますことに、感謝申し上げます。私も、住民の方たちが河内町に住んでよかったと言われるように、しっかり努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、町を歩いていて住民の方たちからのとても多くの要望がありました中から質問をさせていただきます。

来年度から一貫校に中学生が通うようになりますので、安全安心な面から通学路についての質問と、前々から住民の方たちからお話をお聞きしておりましたが、今回、私もとても感じていたこともありまして、河内町の役場の業務対応について質問をさせていただきます。

詳細は自席にて質問させていただきますので、担当課長さん、また、町長さん、答弁よろしくをお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 9 番星野初英君。

○9 番（星野初英君） 初めに、通学路について質問いたします。

皆様が楽しみにしている一貫校が、いよいよ来年度から始まります。中学生が通うようになりますが、教育長を初め教育委員会の方たちもいろいろと考えていることと思いますが、今回、特に自転車通学のときに通う道路の見直しや点検をぜひ行ってほしいと思います。水たまりの場所やでこぼこ等、道等、結構ありますので、自転車で転んでけがをしないようにと考えますが、通学路に対しての対策はどのようにお考えかお聞かせください。担当課長さん、よろしくをお願いいたします。

○議長（野澤良治君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） ただいまの星野議員のご質問ですけれども、現在、学校統合について準備委員会等でも通学路について協議しているところでございます。また、各小中学校において、毎年、年度当初に、通学路について保護者から地図上に通学路を作成したものを修正していただいているところです。それらを新設校への新しい通学路として、現在使用している通学路をどのように利用するかを基本として、安全な通学路になるよう工夫、選定してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（野澤良治君） 9 番星野初英君。

○9 番（星野初英君） 萩原課長さん、ありがとうございました。

やはり学生が安心して、また、安全で通えるように、ぜひともしっかりと安心面、また、交通事故等にも遭わないようなことも含めまして、ぜひ検討をよろしくお願い申し上げます。

次に、外灯についてのお伺いをいたします。

我が町もLEDになり大分明るくなってきましたが、中学生が部活で遅くなって安全安心に帰宅できるように、ぜひ通学路になっているところは特に外灯がほしいという要望が結構お聞きいたしました。考えていると思いますが、この件に対しての答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（野澤良治君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） ただいまの質問でございます。先ほど言いましたように、今、準備会等でも検討しています。道路の状態、へこんだりとか危ない箇所、それから、防犯用の外灯が少ない暗い道などの確認ができた場合には、担当課に要望してまいりたいと思っております。

よろしくをお願いします。

○議長（野澤良治君） 9 番星野初英君。

○9 番（星野初英君） 今回、私も、夜、町の中を歩いて、本当に暗いところがたくさんございました。しかも、そこが通学路ということがわかり、今も検討委員を中心にということで答弁いただきましたが、やはりその辺は一番地元の方がよくわかっていらっしゃると思います。そして、また、高校生も通学して、保護者の方たちも心配しておりますので、何かあってからでは取り返しができないので、本当に地元の方たちがよくわかっております。特に区長さん。先ほどの道路の件も同じですが、できれば区長さんにも協力をしていただきながら、そのような統合委員というか、そういった方たちだけでなく、区長さんの意見も聞いていただくということとはできないものではないでしょうか。もう一度、答弁お願いいたします。

○議長（野澤良治君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） そうですね。なるべく多く、準備委員会だけではなく。準備委員会でも、PTAの会長さんを初め地域の方が参加してございますので、それらの意見を聴取しながら、安全な通学路になるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野澤良治君） 9 番星野初英君。

○9 番（星野初英君） 萩原課長さん、ありがとうございました。

安全安心で通学ができるように、ベストを尽くしていただきたいと思います。いろいろとよく練りまして、検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、河内町役場の業務対応についてのお伺いをいたします。

職員さんの中でも、本当にとても親切に対応してくださる方、また、どうしてこのような上から目線の対応の仕方なのかなと思うことがあります。私事で恐縮ですが、私も30年近くサービス業に携わってきました。気持ちよくお客様に帰っていただくために忍耐も必要なときもたくさんありましたが、今では、その経験が財産になっています。少なくとも、私を含め町民の方たちの税金から毎月お給料をいただいているということを忘れてはいけないと思います。

私も、道路の件で都市整備課に何回か行きましたが、これは区長さんの仕事ですと何回か言われ、私は、その要望した方を車に乗せて区長さんをお願いにも行きました。大分前のことですが、区長さんの中にもいろいろな方がおりまして、お願いに行くと、議員なんだから権力で自分でやればいいだろうと言われたこともございます。私が女性だから言わ

れるならば、男女差別だと思います。区長さんの仕事と言うならば、区長会長さんを初め、きょう、区長さん、たくさん来ていますけれども、多分、研修を行っているとは思いますが、しっかり住民の方が区長さんに言える体制をつくっていただきたいと思いますが、どのようなお考えかお答えください。

○議長（野澤良治君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） 今、区長さんというお話が星野議員さんからありまして、今、区長会長さんも後ろで傍聴なさっておりますけれども、町では、年度当初、5月ですけれども、区長会という会議を開催させていただいております。

区長会の会議には全課長が出席します。そこで一覧表になっている業務内容を添付しまして、細かくはちょっとできないんですけれども、大ざっぱな所管の仕事の内容などを説明しております。要望等があれば、すぐその場で聞いております。ただ、時間が限られていますので、代表的なものをお聞きして、それ以外については、その会議が終わった後、もしくは後日、電話なり、役場のほうに来ていただいております。とにかく、わからない場合は総務課を通してでも結構ですけれども、そういう形で住民からの要望があったらつないでいただきたいというようなことで、いろいろなことでお話はさせていただいております。そのような状況です。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 羽田総務課長さん、ありがとうございます。

やはり区長さんも、いろいろな方がいらっしゃると思います。一生懸命やってくださっている方もいらっしゃると思います。やはり住民の方が言いやすいような、受け入れやすいような区長さんという形もいると思います。私は回っていきまして、女性ですので、きっと皆さんが言いやすいのかと思います。やはり区長さんに言いにくい部分のところも私に来る場合もございます。そういったこともございますので、やはり区長さんから言われようが、議員から言われようが、住民の方から言われても、上から目線の言葉ではなく、やっぱり危険につながることもいろいろありますので、全部受けとめられるような職員さんを目指してほしいと思います。そして、河内町の職員さんは素晴らしいと言われるように努力していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、ワンストップについてお尋ねいたします。

あるとき、高齢で車の運転ができない方を私が連れて役場に行きました。いろいろな手続が済み、終わったときの帰りの車の中で、今回は議員さんと一緒だったのでとても親切にさせていただけてよかったと。そういう言葉を聞いて、たまたま親切なお方にお世話になったのかもしれませんが、私は、誰と来ても、また、高齢で1人で来れなくてタクシーで来る方もいらっしゃると思います。そして、タクシーを使って来ても、対応に差があってはいけないと感じました。

これからますます高齢化していく我が町として、役場の窓口で相談して、役場内でも福

祉課、税務課、町民課、総務課等々分かれております。当然のことですが、できれば、若い方ならともかく、やっとな乗せてきていただいているような、そのような方が来たときに、せめて職員の方たちが、混雑しない方法を取りながら、書類を持ってきていただいて、余りその方を動かさなくても用事が済むようにはできないものではないでしょうか。答弁よろしくお願いたします。

○議長（野澤良治君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） ただいまのワンストップということでございますけれども、確かに窓口に来られた町民の方が動くことなく1カ所で幾つかの用事が済めば、一番それがいいとは思いますが、ご承知のように、河内町では、保健センターとか、水道課、教育委員会は出先機関となっております。そういうことで、ご不便をおかけしております。また、この役場庁舎の経済課、都市整備課が分庁舎という形になっております。役場本庁舎も、決して広くはなく、手狭で余裕がないのが実情であります。

本当にワンストップもいいとは私も思っておりますけれども、そのような状況でありますので、ワンストップにする場合のスペースの確保、また、狭いがために窓口に複数の町民の方が来た場合に混雑したり、あるいはその1カ所で用事の済む方が逆に後ろで待たされる場合とか、いろいろな想定もされるんですけれども、そういうことで、いろいろ不愉快な思いをさせることにもなる場合もありますけれども、とにかく先ほど星野議員さんがおっしゃったように、若い方という言い方ですけれども、元気な方には、ちょっと動いていただいて、確かに体のご不自由な方とかご高齢の方には、職員間で連携を心がけて、なるべく負担がかからないように対応するなど、住民サービスの向上につながるよう、職員の意識の徹底を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） ありがとうございます。

極力住民の負担にならないように、また、そういった形で努力していただきたいと思っております。

つい最近のことですが、防災無線が聞こえないというので、そういったところの家庭に行ったところ、表の防災無線が聞こえないというので、お家の中ではないのですかと尋ねると、家にはないと、そう言われたんです。たしか無料で希望すればつけられますと私がそこで言いますと、知らなかったと言っておりましたので、私が、そこで、総務課のほうに電話を入れました。初めは、申請書が必要だと言われましたが、申請書ですかって私が言ったんです。それを別の方に聞いていただいて、その方はすぐに対処していただきました。とても喜んでおりました。その場合も、役場の方が行っていただいて、申請書が必要ならば、そのお宅で書いていただければ、その方は役場に行かなくても用事が済むということです。やっぱりご高齢の方です。そういった考え方を変えれば、住民にと

ってはすごくありがたいことだと思います。これは例として、実際にあったことを取り上げましたが、これからは、できれば、職員の方も、役場まで来るのが大変な方にも、そういった配慮。いろいろなできなこともあると思います。ですけれども、そういったことでは、やっぱり行けば済むということですので、そういった職員の方の配慮が必要だと思います。

私は、今は少ないとは思いますが、土日休みの方、サラリーマンの方たちは仕事を休んで役場にやはり用事に来ます。そのときに、係の者がいないので改めて来てくださいと、そういった言葉も私自身も聞きました。というようなことも住民の方もおっしゃっています。せっかく休みをとってきて、がっかりだと思います。コンビニで住所カードやマイナンバーを使ってこれからとれる方はいいのですが、なかなかそういう方は少ないと思います。そこで、今後、少しの間でもいいですから、稲敷市のように、例えば1週間のうち1日でも夜8時まで役場をあけるとか、そうじゃなければ、日曜日のお昼まで月に1回あけるとかって、そういったことは考えておられないでしょうか。答弁よろしく願いいたします。

○議長（野澤良治君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田健二君） それでは、平日における業務の延長ということだと思いますので、お答えします。

先ほど星野議員さんがおっしゃられるように、平日の役場の開庁時間に仕事などで来ることができない方のために、平日の業務時間延長とか休日開庁を始めている自治体もあります。それで、近隣市町村を申し上げますと、ちょっと私の調べた範囲だと、平日の勤務時間延長しているのが、龍ヶ崎、利根町、美浦村、牛久市は出先機関のエスカードっていうんですか、そこで行っている。それ以外は、牛久は行っていない。稲敷は、平日ではなくて毎日曜日だと思います。休日開庁を行っているのが、龍ヶ崎、稲敷市、阿見町、牛久市というような形になっております。

それで、その内容ですけれども、毎週1回とか、中には月に2回とか、延長時間もおおむね2時間前後で、その業務内容について、龍ヶ崎市では、住民に直接関係する結構多目の業務をしております。利根町や美浦村では、住民票や戸籍関係及び印鑑証明などの交付とか限られた証明事務に限定しているそうです。

河内町では、行政改革の推進ということで、住民サービスということで、住民票や印鑑証明、税関係証明の休日交付はしております。利用実績を見ますと、ちょっと認知度が低いということもあるかもわかりませんが、24年度で、住民票、印鑑証明で18件、税関係で4件、25年度で、住民票、印鑑証明で42件、税関係で16件、26年度では、住民票、印鑑証明で27件、税関係で19件の実績がございました。

平日延長する場合の内容、実施日とか業務、どういう業務にするのか、及びその職員の体制など、先ほどの休日交付の動向なども勘案しながら、どのぐらい需要があるのか。行

政サービスなので、費用対効果とか、これは言えない部分もありますので、また、あと、実施している自治体からの情報も得ながら、検討はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9 番星野初英君。

○9 番（星野初英君） ありがとうございます。

これからの課題だと思いますので、ぜひとも相談していただきまして。河内町も、ますます人口も減ってきています。少しでも河内町に住み続ける方がふえていただけるように、役場に相談に来て本当によかったと、住民の方に喜んでいただけるような職員を目指してほしいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますけれども、全体的なことで雑賀町長のご所見をお伺いしたいと思いますので、それで、私の一般質問を終わります。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 星野議員さんがおっしゃったように、議員さんを含めて町民の方が役場に来て嫌な思いをしたというのは、本当に私の不行き届きの点でありまして、本当に申しわけございません。

やはり役場は、私、思うんですけれども、コミュニケーションというのは特に受け手側がどう感じるかで、やはりそれを気持ちよく受け取れるか、嫌な思いをするかというのは、やっぱり話しているよりも、役場に来ていただく方にとっては、やっぱり来ていただく方がどう感じるかが、嫌な思いをするというのは、やりとりの中で感じるというのは、やはりこれはまずいことなんです。ですから、私、よく話すんですが、例えば同じ書類渡すにしても、はいとこう渡すのと、こうやるのでは、同じ渡すにも違うでしょう、感じ方が。それなんです。ですから、町民の方が役場に来たときに、仕事は、役場の職員とすれば当たり前で仕事はしているよと、でも、感じるほうがどうかということだと思うんです。

ですから、例えばの話になりますけれども、お医者さんが病気を治すんだけれども、でも、その患者さんがお医者さんに対して、治るか治らないかは別にしても、いい感じを受ければ、また行くんです。ところが、腕がよくても感じ方が悪いと行かないんです。それと一緒になんです。ですから、本当に腕がいいかもしれませんけれども、仕事はできるかもしれませんが、その人がもう一回行くかといったら、気分悪くなるから違うところ行くと選べればいいんですけれども、でも、町民の方は、ここに用事で来るわけですから、選べないんです。ほかの役場行くわけじゃないんです。

もう一つは、一対一で話しているときだと、それ以外に例えば周りにいる人が、ちょうどこちらの職員が、そういう言い方したらまずいよとか、内部でお互いに聞いていておかしいなと思うときには、それを助言するとかアドバイスするというふうな形で、本当に気持ちよく帰っていただくようなことをやはり考えていくのが一つの大事なところだと思っていますので、きょう、ここに今、課長さん方がいますけれども、十分に町民の方が気

持ちよく帰っていただけるように、ひとつ私も含めてみんなで改めて努力をしていくように頑張りますので、ひとつまた何かありましたら、どんどん言っていただかないと、きっと時間たつと、どうしても人間すぐ忘れてしまったりするものですから、遠慮なくどんどん感じたことは言っていただけるように、ひとつお願いをいたします。それが全てだと思うんです。そうすれば、ちょっと時間かかっても、しっかりとした対応をすることによって、町民の方もわかっていただけるんじゃないかと思いますので、そういうことで、ひとつ対応についてはしっかりとしていきたいと思います。

そういうことで、よろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 以上で一般質問を終了いたします。

○議長（野澤良治君） 日程 2、議案第 1 号 河内町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

議案第 1 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 1 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程 3、議案第 2 号 河内町総合計画策定条例の制定についてを議題といたします。

議案第 2 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 2 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程 4、議案第 3 号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施

行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

議案第３号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第３号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第３号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程５、議案第４号 河内町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の全部を改正する条例を議題といたします。

議案第４号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第４号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第４号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程６、議案第７号 河内町次世代育成支援金支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第７号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第７号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第７号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程 7、議案第 8 号 河内町学校給食実施に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 8 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 8 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程 8、議案第 9 号 河内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 9 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 9 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程 9、議案第 10 号 河内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 10 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 10 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程10、議案第16号から議案第22号を一括して議題といたします。

この件につきましては、3月8日の本会議において、予算審査特別委員会に付託いたしました平成28年度河内町各会計予算の計7議案についてでございます。

ここで委員長より審査報告について報告をお願いします。

予算審査特別委員会委員長宮本秀樹君、登壇願います。

〔予算審査特別委員会委員長宮本秀樹君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（宮本秀樹君） 予算審査特別委員会審査報告。

平成28年第1回河内町議会定例会において、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の結果を報告いたします。

議案第16号 平成28年度河内町一般会計予算

議案第17号 平成28年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第18号 平成28年度河内町介護保険特別会計予算

議案第19号 平成28年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第20号 平成28年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第21号 平成28年度河内町下水道事業特別会計予算

議案第22号 平成28年度河内町水道事業会計予算

以上、7議案について、3月8日、9日の2日間にわたり全委員出席のもと委員会を開催し、各担当課長の出席を求め慎重に審査をいたしました。その結果、付託された案件は全て原案のとおり異議なく可決すべきものと決定いたしました。

なお、審議の詳細につきましては、議長を除く全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について十分に意を用いられ事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

平成28年3月15日

予算審査特別委員会委員長 宮本 秀樹

以上です。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

議案第16号から議案第22号は、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

議案第16号から議案第22号につきましては、予算審査特別委員会の審査結果のとおり可決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第22号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程11、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程12、常任委員会の閉会中の事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の事務調査について閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることに決しました。

○議長（野澤良治君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて平成28年第1回河内町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後零時27分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員